

【屋外広告物許可申請書記入例】

別記

第1号様式（第1条関係）

※1

正・副

屋外広告物許可申請書

※2

東京都屋外広告物条例 第8条の規定により許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

※3

令和 年 月 日

申請者 住所 東京都豊島区南池袋2丁目45番1号
氏名 豊島産業株式会社
代表取締役 豊島 一郎
電話 03(3981)1111

担当者：管理課 豊島 三郎

記

1 表示又は設置の場所	東京都豊島区南池袋2丁目45番1号 (自社所有建物)				
2 表示内容	トキワ荘 他				
3 表示又は設置の様	位置	土地 建築物(屋上・ 壁面・突出)その他	照明	ネオン管(露出・赤 色・その他)点滅 その他	
4 広告物の規模	縦(メートル) A	横(メートル) B	面数 C	合計面積 (平方メートル) $A \times B \times C$	
	別紙面積計算表のとおり			5基 枚 台 個 張	
5 表示期間	令和 年 月 日から 年 月 日まで				
6 屋外広告物管理者	(1) 住所	東京都豊島区南池袋2丁目45番地1号			
	(2) 氏名	豊島広告株式会社 資格者 鈴木 一郎			
	(3) 電話	03-4566-2672			
	(4) 資格	屋外広告士			
7 その他の	別紙のとおり				
※受付欄	許可	受付機関	納入確認	手数料	
				種別	
				広告塔 又は 生垣	(5平方メートルまでごと)
	受付時記入欄のため、記入不要です。				
				量 の広告物	基枚台個張
				単価	円
			金額	円	

- (注意) 1 所定の欄を記入の上、該当事項を○で囲んでください。
 2 6の屋外広告物管理者の欄については、原則として記入は不要です。なお、同欄に記入がある場合には、東京都屋外広告物条例施行規則第3条で定める広告物等を表示又は設置する場合に必要となる屋外広告物管理者設置届の提出が不要となります。記入する場合には、(4)の資格の欄に東京都屋外広告物条例施行規則第2条各号に定める屋外広告物管理者の資格の名称を記入するとともに、その資格を証する書面を添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

(日本産業規格 A列4番)

※1 提出部数

正本・副本それぞれ1部ずつ、計2部をご提出ください。
副本は申請者控えとして許可後に返却いたします。

※2 申請の根拠

東京都屋外広告物条例の該当部分を記入

第8条 新規の申請

第15条 新規の申請（禁止区域）

第27条第1項 変更の申請

第27条第2項 繼続の申請

※3 申請者

申請者となる方は下記のとおりです。

- ・広告物の内容と一致する廣告主
 - ・工作物の所有者（貸し看板業者、建築物の所有者等）のいずれかであること。
廣告主とは、廣告物を表示し、又は廣告物を掲出する物件を設置することを決定する者で、廣告物について最終的に責任を負うべき者です。
 - 委託されて廣告物設置、管理を行う者及び委任されて申請手続きを行う者は申請者となり得ません。
- 令和3年4月1日から申請書への押印は必要なくなりました。
ただし、押印があっても受けします。担当者の部署氏名も記入してください。

1 表示又は設置の場所

廣告物の表示又は設置の場所を住居表示で記入します。

※管理、所有の別がわかるように、借地、自己所有地、賃貸建物、自己所有建物、区分所有等の別を（）書きで記入してください。

2 表示内容

具体的な内容を記入（例：トキワ荘）

- ・表示内容が多数の場合は、「○○他」でも可

3 表示又は設置の態様

該当するものを○で囲む。

位置：土地…自立廣告板等 屋上…屋上廣告板等 壁面…壁面廣告板等

突出…突出廣告板等 その他…車体利用廣告、電柱利用廣告等

照明：点滅…照明が点滅するもの、映像等が連続的に動くもの

その他…内照式、LED照明、外部照明、間接照明等

4 広告物の規模

廣告物が複数基ある場合は、面積計算表（廣告物ごとの番号・廣告物の種類・表示内容・表示位置・縦・横・面数・面積を記入した一覧表）を作成してください。
添付する図面及び写真と一致するように番号を入れてください。

5 表示期間

〔新規〕 新規申請の場合は原則として記入不要です。

最短で許可決定日からとなります。（通常、許可までは、申請手数料の納付が確認されてから 1 週間～2 週間程度かかります。）

〔継続〕 継続申請の場合は、前回許可期間終了後の翌日から 2 年間です。2 年を超えたものは新規扱いになります。

6 屋外広告物管理者

・高さが 4 m を超える又は表示面積が 10 m²を超える広告塔・広告板等で必要です。

資格要件は、建築士、屋外広告士、種電気主任技術者、電気工事士等です。

→詳細については、屋外広告物のしおり P34 参照

・新規申請時、管理者変更時には資格証明書の添付が必要です。（建築士、屋外広告士等の登録証や免許証等）

☆注意：都では、「屋外広告物講習会修了者」を管理者資格としては認めていません。

1 広 告 物 の 種 類		広告塔 はり紙 広告幕	広告板 はり札等 アーチ	プロジェクションマッピング 立看板等 装飾街路灯	小型廣告板 電柱又は街路灯柱の利用 アドバルーン 店頭装飾	
2 用 途 地 域 等		第一種住居地域 商業地域 準工業地域 工业地域 工业専用地域 第一種低層 住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域 緑地保全地区 旧美観地区 風致地区 第一種文教地区 市街化調整区域 条例第6条第4号及び第5号の規定により定められた地域 条例第8条第4号の規定により定められた地域				
3 禁止区域に該当する場合		条例第6条第 号		4 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の境界線からの距離	メートル	
5 道路、鉄道及び軌道の沿道等	(1) 道 路	道 路(道路名)の からの距離 メートル 市街化調整区域の内・外				
	(2) 高速道路	高速道路(道路名)の からの距離 メートル				
	(3) 鉄 道	鉄 道(鉄道名)の からの距離 メートル				
	(4) 軌 道	軌 道(軌道名)の からの距離 メートル				
6 表示又は設置の限度		A 建築物の高さ B 広告物の高さの限度(A×2/3) C 表示又は設置の限度(A+B) メートル メートル メートル				
7 一壁面における総表示面積の限度	(1) 壁面面積	平 方 メートル		8 一建築物における総表示面積の限度	(1) 建築物の 壁面面積	平 方 メートル
	(2) 総表示面積の限度 (1)×3/10)	平 方 メートル			(2) 総表示面積の限度 (1)×6/10)	平 方 メートル
	(3) 広告物の既表示面積	平 方 メートル			(3) 広告物の既表示面積	平 方 メートル
	(4) 今回表示面積	平 方 メートル			(4) 今回表示面積	平 方 メートル
9 工 作 物 の 確 認		年 月 日 第 号				
10 道 路 占 用 の 許 可		年 月 日 第 号				
11 前 回 許 可		年 月 日 第 号 (年 月 日から 年 月 日まで)				
12 設計者	(1) 住 所					
	(2) 氏 名					
	(3) 資 格	()級建築士・()登録 第 号				
	(4) 建築士事務所	()級建築士事務所・()登録 第 号				
13 施工者	(1) 住 所	東京都豊島区南池袋2丁目45番地1号				
	(2) 氏 名	豊島屋外広告株式会社				
	(3) 屋外広告業登録番号	令和3年 3月 3日都広(3)第〇〇〇〇号				
	(4) 建設業	()許 可 第 号				
	(5) 電気工事業	()登 錄 第 号				

(日本産業規格 A 列 4 番)

1 広告物の種類

該当のものを○で囲んでください。

2 用途地域等

☆広告物許可の可否に最も重要な要件です。

該当のものを○で囲んでください。

- 複数の用途地域が敷地内に混在している場合は、該当する用途地域をすべて○で囲んでください。

用途地域をまたがる場合は、図面上に境界を表示してください。

なお、豊島区の用途地域等は以下から確認できます。

地域地区（用途地域等）の照会>地図情報システム（GIS）

<http://www.city.toshima.lg.jp/295/machizukuri/toshikekaku/toshikekaku/004037.html>

- 広告物の設置場所が複数の地域・地区等を重複して指定されている場合（第二種居地域で第一種文教地区であるような場合）は、厳しい方の規制が適用されます。
- 広告物の設置場所が複数の用途地域に分かれている場合は、広告物の所在するそれぞれの地点の用地地域を適用します。

3 禁止区域に該当する場合

該当する号を下記より選び記入してください。

豊島区の禁止区域は屋外広告物条例第6条各号（下表）のとおりです。

一号	用途地域：第一種・第二種低層住居専用、第一種・第二種中高層住居専用、田園住居地域、特別緑地保全地区
二号	景観地区、準景観地区、旧美観地区、風致地区 ※豊島区では該当無し
三号	保安林のある地域 ※豊島区では該当無し
四号	文化財保護法による指定を受けた地域 ※豊島区では六義園の周囲の区域
五号	歴史的・都市美的価値を有する建造物の周辺地域 ※豊島区では該当無し
六号	古墳・墓地・火葬場・葬儀場・社寺・仏堂・教会の境域
七号	国又は地方公共団体の管理する公園・緑地・運動場・動物園・植物園・河川・堤防敷地・橋台敷地
八号	国立公園、国定公園の特別地域、都立自然公園の特別地域 ※豊島区では該当無し
九号	学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館等の敷地及び官公署の敷地
十号	道路、鉄道及び軌道の路線敷地
十一号	前号の路線敷地に接続する地域で、知事の定める範囲内にあるもの ※豊島区では首都高速道路の道路境界線から両側50m以内
十二号	別に知事の定める地域 ※豊島区では該当無し

→詳細については、**屋外広告物のしおりP2-3参照**

禁止区域内では、自家用広告物以外禁止、ネオン管（光源）の使用禁止、屋上への取付け禁止、壁面からの突出禁止、テナントごとの合計面積20m²以内等の制限があります。

4 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の境界線からの距離

第一種・第二種低層住居専用地域の境界線から50m以内に設置する広告物等は、光源の点滅は禁止です。（ただし、地理的要件により第一種・第二種低層住居専用地域から展望できない広告物等は規制の対象外です。）**該当する場合は、図面上に境界を表示してください。**

なお、豊島区には、第二種低層住居専用地域はありません。

※光源の点滅には、デジタルサイネージ、LEDビジョンも含まれます。

5 道路、鉄道及び軌道の沿道等

道路、鉄道等の路線用地はすべて禁止区域ですが、これらに接続する地域で屋外広告物を規制する区域は知事の告示により定められています。

→詳細については、[屋外広告物のしおりP3-4参照](#)

※5（2）高速道路：豊島区では首都高速道路の道路境界線から両側50m以内が規制の対象です。ただし、道路から地理的要件により展望できない広告物等は規制の対象外です。[該当する場合は、図面上に高速道路の路面高及び路面高+15mの空間を表示してください。](#)

6 表示又は設置の限度

- 明らかに規格内と判断できる場合は記入不要とします。

建築物の屋上を利用する広告物がある場合は記入してください。また、建築物の立面図に高さを表示してください。ペントハウス（建築物の階段室や昇降機塔等、屋上構造物）がある場合は、その高さも表示してください。そこに根拠となる計算式を記入してください。☆注意：広告物等の高さは、 $B \leq A \times 2/3$ かつ、 $A + B \leq$ 用途地域別高さの限度（3.3m又は5.2m）となるように設定してください。

→規格の詳細については、[屋外広告物のしおりP12-13参照](#)

7 一壁面における総表示面積の限度

- 明らかに規格内と判断できる場合は記入不要とします。

壁面（塀・フェンス等も含む）を利用する広告物がある場合は記入してください。複数の壁面があり記入できない場合は、「添付図面のとおり」と記入し、各壁面の立面図に壁面の大きさを表示してください。さらに、申請広告物及び既存の広告物の位置、寸法を明示し、根拠となる計算式を記入してください。

→規格の詳細については、[屋外広告物のしおりP13-14参照](#)

8 一建築物における総表示面積の限度

- 明らかに規格以内であれば、省略可とします。

近隣商業地域及び商業地域内で、高さが10mを超える建築物に広告を表示する場合は記入してください。また、建築物の立面図に壁面の大きさを表示してください。さらに、申請広告物及び既存の広告物の位置、寸法を明示し、根拠となる計算式を記入するとともに建築物及び既存広告物のカラー写真を添付してください。

→規格の詳細については、[屋外広告物のしおりP19参照](#)

9 工作物の確認

- 工作物を支える支柱、鉄骨を含み高さ4mを超える広告物（野立て、広告板、廣告塔）の申請時に必要です。
- 工作物確認済証又は工作物検査済証の写しを添付してください。
(申請中の場合は申請中と記入し、後日必ず提出してください。)
- 工作物の確認がとれていない場合、条例第19条2項違反（構造・設置の方法が危険な広告物）と見なされる可能性があります。

10 道路占用の許可

- 道路上に突出している場合は、必ず必要です。
- 道路占用許可書の写しを添付してください。
- 道路上に突出する場合は、出幅、上下端までの高さ等制限があります。

→詳細については、[屋外広告物のしおりP14-15参照](#)

1 1 前回許可

継続申請の場合、記入してください。

1 2 設計者

添付資料は必要ありません。

1 3 施工者

- ・施工を伴う申請の際は記入が必要です。（新規・変更・継続の一部意匠変更等）
- ・施工を行う業者の東京都の「屋外広告業登録通知書」の写しを添付してください。
- ・屋外広告業登録は必ず東京都の「屋外広告業」登録でなければなりません。
(他府県での登録証や通知書等では受け付けられません。)

14 条例第6条 第4号及び 第5号の規 定により定め られた地域	(1) 文化財等から 展望できない広 告物等	該当する 展望できない理由 () 該当しない
	(2) 地盤面からの 高さ	() メートル (20メートル未満は、(3)の記入不要)
	(3) 基準を超える 彩度の使用割合 の限度	広告物の表示面積 A 平方メートル
		基準を超える彩度の 使用割合の限度 (A×1/3) 平方メートル
		基準を超える彩度の 使用面積 平方メートル
15 条例第8条 第4号の規 定により定め られた地域	(1) 広告物の目的	自家用広告物 その他の広告物 ()
	(2) 地盤面からの 高さ	() メートル (10メートル未満は、(3)の記入不要)
	(3) 基準を超える 彩度の使用割合 の限度	広告物の表示面積 A 平方メートル
		基準を超える彩度の 使用割合の限度 (A×1/3) 平方メートル
		基準を超える彩度の 使用面積 平方メートル
	(4) 照明	種類 ネオン管 (露出・その他)、LED、その他
		色 赤色光、黄色光、その他 ()
(注意) 1 所定の欄を記入の上、該当事項を○で囲んでください。 2 7(1)壁面面積及び8(1)建築物の壁面面積の欄については、地盤面から当該広告物又は掲出物件の上端までの高さが、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内において33メートルを超える場合にあっては33メートル、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域外において52メートルを超える場合にあっては52メートルまでの面積を記入してください。		

1 4 条例第6条第4号及び第5号の規定により定められた地域

豊島区では、六義園の周囲の豊島区巣鴨一丁目、駒込一丁目及び駒込二丁目のうち、東京都で告示された区域における地盤面から高さ20m以上の空間が規制の対象です。ただし、六義園の中から自然の立地条件により展望できない広告物等及び建築物、工作物等により遮られ展望できない広告物等は、規制の対象外です。

該当する場合は、図面上に地盤面から20mの位置を表示してください。

→詳細については、屋外広告物のしおりP22-25参照

1 5 条例第8条第4号の規定により定められた地域

豊島区には該当する地域はありません。